

体に障害のある人の目や耳や手足となって働く 「身体障害者補助犬（ほじょ犬）」の 理解を深めましょう



公共施設などではほじょ犬の同伴が認められています

盲導犬からのお願い



嵐山町でも盲導犬が
活動しています！

◆ハーネスを着けている時は『お工作中』です◆

※歩いている時はもちろん、座っている時でも次のことに気をつけてください！

- ☆お仕事に集中できなくなるので、目を合わせないでね☆
- ☆ご主人様（盲導犬使用者）の許可なしに声をかけたり、なでたりしないでね☆
- ☆ご主人様の名前より先に私の名前を呼ばないでね☆
- ☆食生活を管理されてるから、食べ物・水はご遠慮します☆
- ☆『何かお手伝いしましょうか？』の一言が一番嬉しい☆

身体障害者ほじょ犬は、『ペットではありません』。

目・耳・手足が不自由な方をお手伝いする犬です。

特別な訓練を受けているので、**社会のマナーを守り、衛生面もしっかり管理**されています。
そのため、公共施設・交通機関・飲食店など様々な場所に同伴することができます。

『身体障害者補助犬法』では、公共施設・公共機関・スーパー・レストラン・ホテルなど、不特定多数の人が出入りする施設などに**補助犬同伴の受け入れを義務**付けています。しかし、レストランやホテルなどでは、他のお客様への配慮などを理由に断るといふ不適切な対応も未だに見受けられます。法律や補助犬の役割を理解し、施設の方、周囲の方も、補助犬の同伴をご理解のうえ温かいご配慮をお願いします。



問合せ
健康いきいき課
社会福祉担当
☎62-0716

平成25年4月1日～未熟児養育医療、自立支援医療（育成医療）の 申請窓口が保健所から市町村にかわります

これまで、都道府県及び政令・中核市で実施してきた未熟児養育医療事業と自立支援医療（育成医療）が4月1日から全国の市町村において実施することになりました。

嵐山町に住所を有する方は、嵐山町に申請をしていただくこととなります。

また、3月31日以前に保健所で手続きをされた方や、他市町村から転入された方も改めて嵐山町に申請をしていただく必要があります。

未熟児養育医療とは

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とするお子さんに対してその治療に必要な医療費を公費で一部負担する制度です。

（指定養育医療機関での治療に限られます。）

対象となるか否かはまず主治医にご相談ください。

自立支援医療（育成医療）とは

育成医療の対象となる障害・疾患のあるお子さん（18歳未満）が指定医療機関で手術等の医療を受け、確実な治療効果を期待できる場合、事前申請に基づき医療費を公費で一部負担する制度です。

対象となるか否かはまず主治医にご相談ください。

問合せ

健康いきいき課 健康管理担当・・・未熟児養育医療について
社会福祉担当・・・自立支援医療（育成医療）について
☎62-0716

4月2日(火)は「世界自閉症啓発デー」 4月2日(火)～4月8日(月)は「発達障害啓発週間」です

自閉症をはじめとする発達障害について知っていただくこと、理解をしていただくことは、発達障害のある人だけでなく、誰もが幸せに暮らすことができる社会の実現につながるものと考えています。

埼玉県庁内でのブルーライトアップや広報、啓発等の取組みを実施し、自閉症をはじめとする発達障害への理解促進を図ります。

問合せ

埼玉県福祉部福祉政策課 発達障害対策担当 ☎048-830-3567
健康いきいき課 社会福祉担当 ☎62-0716